

各支給認定保護者の皆様

社会福祉法人輝福社会 ここわ認定こども園

令和7年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和7年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- 子ども・子育て支援法(平成24年度法律第65号)に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和7年度の実績を御報告するものです。(あくまでも、実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

(宜野湾市より、園への通知)

令和7年度の公定価格の額について

貴施設における令和7年度の公定価格の額は、別紙の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

<各月ごとの年齢別の公定価格の額>

別紙1

1号認定

	満3歳児	3歳	4歳以上	副食費徴収免除 の場合の加算額
4月	240,278円	240,278円	219,768円	3,430円
5月	240,278円	240,278円	219,768円	4,650円
6月	240,278円	240,278円	219,768円	4,650円
7月	240,278円	240,278円	219,768円	3,180円
8月	240,278円	240,278円	219,768円	0円
9月	240,278円	240,278円	219,768円	4,650円
10月	299,058円	237,858円	217,348円	4,900円
11月	299,058円	237,858円	217,348円	4,160円
12月	299,058円	237,858円	217,348円	4,410円
1月	300,858円	239,658円	219,148円	4,160円
2月	297,018円	235,818円	215,308円	4,160円
3月	300,968円	239,768円	219,258円	3,180円

2号・3号認定

	乳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳以上児		副食費徴収免除 の場合の加算額
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
4月	253,430円	245,090円	174,320円	165,980円	154,670円	146,330円	107,170円	98,840円	87,560円	79,170円	4,900円
5月	253,430円	245,090円	174,320円	165,980円	154,670円	146,330円	107,170円	98,840円	87,560円	79,170円	4,900円
6月	253,430円	245,090円	174,320円	165,980円	154,670円	146,330円	107,170円	98,840円	87,560円	79,170円	4,900円
7月	253,430円	245,090円	174,320円	165,980円	154,670円	146,330円	107,170円	98,840円	87,560円	79,170円	4,900円
8月	253,430円	245,090円	174,320円	165,980円	154,670円	146,330円	107,170円	98,840円	87,560円	79,170円	4,900円
9月	253,430円	245,090円	174,320円	165,980円	154,670円	146,330円	107,170円	98,840円	87,560円	79,170円	4,900円
10月	253,460円	245,120円	174,350円	166,010円	154,700円	146,360円	107,200円	98,870円	87,590円	79,200円	4,900円
11月	253,460円	245,120円	174,350円	166,010円	154,700円	146,360円	107,200円	98,870円	87,590円	79,200円	4,900円
12月	253,460円	245,120円	174,350円	166,010円	154,700円	146,360円	107,200円	98,870円	87,590円	79,200円	4,900円
1月	254,100円	245,760円	174,990円	166,650円	155,340円	147,000円	107,840円	99,510円	88,230円	79,840円	4,900円
2月	253,500円	245,160円	174,390円	166,050円	154,740円	146,400円	107,240円	98,910円	87,630円	79,240円	4,900円
3月	254,500円	246,160円	175,390円	167,050円	155,740円	147,400円	108,240円	99,910円	88,630円	80,240円	4,900円

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割りの計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。